

## 茨城県キョン捕獲に係る褒賞金制度実施要項

(目的)

第1条 茨城県内におけるキョンの定着・繁殖を防止するため、有害鳥獣捕獲許可によりキョンを捕獲した者に対し、予算の範囲内において褒賞金を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 捕獲

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づく鳥獣の管理の目的で許可を受けた者による捕獲及びそれに伴う殺傷をいう。

(2) 捕獲者

狩猟免許所持者で、県内に生息するキョンを適法に捕獲し、本制度の適用を希望する者をいう。

捕獲を複数体制で実施した場合は、その中から1名を捕獲者に指名する。

(3) 捕獲褒賞金

捕獲者へ支払う褒賞金をいう。

(対象生物及び褒賞金の額)

第3条 対象生物は、茨城県の区域内で捕獲された特定外来生物「キョン」とする。

2 褒賞金の額は、次のとおりとする。

種 別	褒賞金の額	単位
個体の捕獲	30,000円	1頭当たり

(支払対象者)

第4条 褒賞金の支払対象者は、捕獲者であり、県内において市町村の有害鳥獣捕獲許可を得てキョンを捕獲した者とする。

(褒賞金の支払申請)

第5条 褒賞金の支払いを受けようとする者は、捕獲後速やかに、キョン捕獲褒賞金支払申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付し、県に提出するものとする。

(1) 捕獲の位置情報又は地図

(2) 捕獲したキョンの写真

ア キョンの頭を右向きにし、胴体に白ペンキで捕獲年月日を塗布した全身の写真で、捕獲者上半身と同時に撮影したもの1枚

イ 前号と同一個体の胴体に捕獲年月日を白ペンキで見え消しし、捕獲者上半身と同時に撮影したもの1枚

(3) 前2号に掲げるもののほか、県が必要と認める書類(捕獲直後のキョンの状況が分かる写真等)

2 前項の書類等の提出方法は、県環境政策課へ持参するほか、郵送及び電子メールによることとする。

(褒賞金の支払)

第6条 県は、前2条の申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、県内に生息するキョンを適法に捕獲したものであると認めるときは、キョン捕獲褒賞金支払決定通知書(様式第2号)を通知し、褒賞金を支払うものとする。

2 前項の申請書の内容審査の結果、県内に生息するキョンを適法に捕獲したものと確認できなかったときは、キョン捕獲褒賞金不支払決定通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(実施期間)

第7条 褒賞金の支払対象となる捕獲の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告検査等)

第8条 県は、必要と認めるときは、褒賞金の支払いを受けようとする者又は褒賞金の支払いを受けた者に対し、その捕獲に関する報告を求め、又は職員によりその書類若しくは捕獲の状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(褒賞金の返還)

第9条 県は、褒賞金の支払いを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、褒賞金の支払いの決定を取り消し、支払った褒賞金の返還を命ずることができる。

(1) 不正の行為によって褒賞金の支払いを受けたとき

(2) この要項の規定に違反したとき

2 県は、支払審査時及び前項による支払決定取消の場合、悪質な偽造行為を発見した場合には、詐欺罪等の刑事告発など厳正に対処することにより、今後の不正受給防止を図るものとする。

(捕獲情報の取扱い)

第10条 県は、次の各号に掲げる事項について捕獲者の承諾を得るものとする。

(1) キョン対策に取り組む関係機関との間で、捕獲情報が共有されること

(2) 県ホームページや新聞記事等において、捕獲情報が公表される可能性があること

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年5月27日から施行する。

茨城県知事 殿  
（県民生活環境部環境政策課扱い）

住 所  
氏 名  
電話番号

**キョン捕獲褒賞金支払申請書**

茨城県キョン捕獲に係る褒賞金制度実施要項第5条の規定に基づき、関係書類等を添えてキョンの捕獲実績を報告します。

記

1 捕獲実績

鳥獣捕獲等許可	第 号		
キョン捕獲頭数	頭		
捕獲方法	<input type="checkbox"/> くくりわな <input type="checkbox"/> 箱わな <input type="checkbox"/> 囲いわな		
捕獲日	令和 年 月 日	体長	約 cm
捕獲場所	茨城県 地内 (メッシュ番号 )	性別	オス・メス
捕獲に至る経過			

※ メッシュ番号は、鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載すること。

## 2 添付書類等

(1) 捕獲の位置情報又は地図

(2) 捕獲したキョンの写真

ア キョンの頭を右向きにし、胴体に白ペンキで捕獲年月日を塗布した全身の写真で、捕獲者上半身と同時に撮影したもの1枚

イ 前号と同一個体の胴体に捕獲年月日を白ペンキで見え消しし、捕獲者上半身と同時に撮影したもの1枚

(3) 前2号に掲げるもののほか、県が必要と認める書類（捕獲直後のキョンの状況が分かる写真等）

## 3 請求金額及び振込先

請求金額	円								
金融機関名	銀行 金庫 信用組合			本店 支店 支所					
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

※1 請求金額はキョン捕獲1頭当たり30,000円とする。

※2 報告者（請求者）が団体の代表者の場合は、団体を構成する者で褒賞金の対象となる者の承諾を得たうえで、当該代表者又は団体の口座により請求するものとする。

## 4 捕獲情報の取扱い

私は、当該申請に係る捕獲の情報が次のとおり取り扱われることについて承諾します。

- ・ 茨城県や市町村など関係機関の間で共有されること
- ・ 県ホームページや新聞記事等に公表されること

殿

茨城県知事

**キョン捕獲褒賞金支払（不支払）決定通知書**

このことについて、茨城県キョン捕獲に係る褒賞金制度実施要項第6条の規定により下記のとおり支払うことに（不支払を）決定したので通知します。

記

支払決定額	円
不支払理由	